

前橋市地球温暖化防止実行計画（2021-2030）骨子（案）

第1章

計画策定の背景

1 地球温暖化の現状

- ・現在の地球は、過去 1400 年間で最も暖かくなっている。
- ・温室効果ガスの約 9 割を占める二酸化炭素の大気中の濃度は、2018 年の観測結果、産業革命前の平均値とされる濃度と比較して 47%増加している。

2 地球温暖化対策の国内外の動向について

- (1) 国際的動向 「パリ協定」（産業革命前からの気温上昇を 1.5℃未満に向け努力）
「IPCC1.5℃特別報告書」（2050 年頃には CO2 排出量実質ゼロが必要）
「持続可能な開発目標 (SDGs)」（2030 年を期限とする 17 の開発目標）
- (2) 国の動向 「地球温暖化対策計画」（削減目標：2013 年度比 26%減）
「脱炭素社会」の実現（2050 年までに 80%削減の方向性提示）
「ゼロカーボンシティ」（地方自治体に対して表明を呼びかけ）
「気候変動適応法」施行（気候変動の影響による被害の回避・軽減策）
- (3) 群馬県の動向 「群馬県地球温暖化対策実行計画」（削減目標：2007 年度比 28%減）
「ぐんま 5 つのゼロ宣言」（2050 年に温室効果ガス排出量ゼロなど）
- (4) 本市の動向 「環境基本条例」（2000 年 3 月制定）
「環境都市宣言」（2004 年 7 月議決）
「前橋市地球温暖化防止実行計画」（2012 年 3 月改訂）
「環境基本計画」（2018 年 3 月改訂）

3 本市の特性

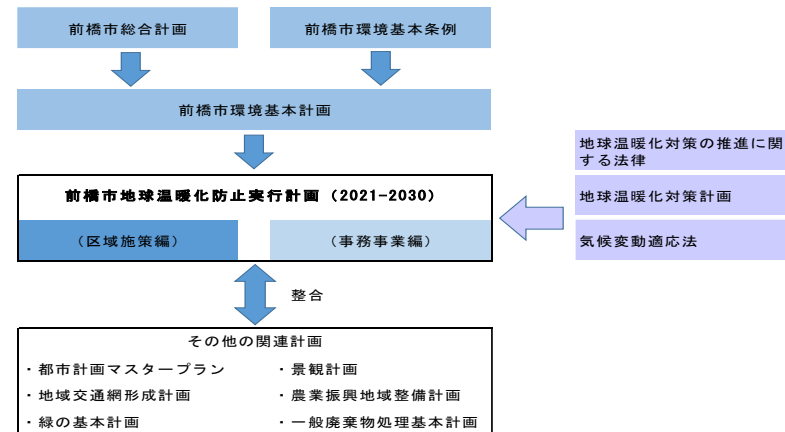
- (1) 地理・気候 日照時間（5 か年平均（2012～2016））中核市第 3 位
真夏日・熱帯夜の日数増加、冬日の日数減少傾向
- (2) 人口推移 2013 年：336,337 人 → 2030 年（推計）：313,138 人
年少・生産年齢人口の減少、高齢人口の増加
- (3) 産業構造 業種ごとにバランスのとれた産業構造
就業者数の第 1 次・2 次産業の減少、第 3 次産業の増加

第2章

計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項及び第 3 項において策定が義務付けられているもので、環境基本条例、総合計画や環境基本計画、関連計画に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための計画として位置付ける。



2 計画の期間

区域施策、事務事業ともに 2021 年度から 2030 年度までとする。基準年度は国の「地球温暖化対策計画」の基準年度と同じ 2013 年度とする。

3 対象とする温室効果ガス

- (1) 区域施策 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF₆ の 6 ガスとする。
- (2) 事務事業 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs の 4 ガスとする。

4 計画の対象範囲

- (1) 区域施策 市域全体の市民活動や事業活動において排出される温室効果ガスとする。
対象の部門は、民生家庭、民生業務、産業（農林業、建設業、製造業）、運輸（自動車、鉄道）、廃棄物、その他の各部門とする。
- (2) 事務事業 市の事務及び事業において排出される温室効果ガスとする（施設の管理運営委託（指定管理等）も含む）。

前橋市地球温暖化防止実行計画（2021-2030）骨子（案）

第3章

区域の温室効果ガス排出状況等

1 市域の温室効果ガス排出状況

（単位：t-CO₂）

2009年度 （基準年度）	2017年度 （平成29年度）	2020年度		基準年度比 （削減目標）
		将来推計値	目標値	
2,207,728	2,439,291	2,225,312	1,963,768	10.5%（-11%）
—	2,266,718 （排出係数基準同）	—	—	2.7%（-11%）

◆排出量が増加した主な要因

東日本大震災後の火力発電所の稼働増加による電気の二酸化炭素排出係数の悪化によって、電気から排出される二酸化炭素が増加したことなどが考えられる。

2 前計画の取組状況

住宅用太陽光発電設置費補助、再生可能エネルギーの導入、住宅用高効率給湯器設置費助成、ESCO事業、EV用充電インフラの整備、環境講座や出前講座、G活チャレンジ、有価物集団回収の推進など

第4章

区域の温室効果ガス排出削減に向けて

1 温室効果ガス排出量の将来推計

削減目標設定の前段として現状から追加的対策を実施しない場合の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）を推計。

※現状趨勢ケースとは、エネルギー消費原単位やCO₂排出係数は変化せず、世帯数や延べ床面積等の活動量のみが変化すると想定して推計したもの。

（単位：t-CO₂）

部門	2013年度 （基準年度）	2017年度 （現状）	2030年度 （現状趨勢）	基準年度比	主な推計方法
民生家庭部門	522,062	492,330	488,138	-6.5%	社人研の世帯数将来予測結果をもとに推計
民生業務部門	455,428	506,356	515,821	13.3%	業務系延べ床面積の増減率をもとに推計
産業部門	676,622	471,823	454,043	-32.9%	県総合戦略の製造品出荷額をもとに推計
運輸部門	762,697	760,474	595,377	-21.9%	環境省次世代自動車戦略の自動車保有台数をもとに推計
廃棄物部門	51,505	39,251	50,213	-2.5%	プラごみの組成割合の増減率をもとに推計
その他部門	126,085	169,058	156,950	24.5%	社人研の市町村別人口予測結果をもとに推計
合計	2,594,399	2,439,292	2,260,542	-12.9%	—

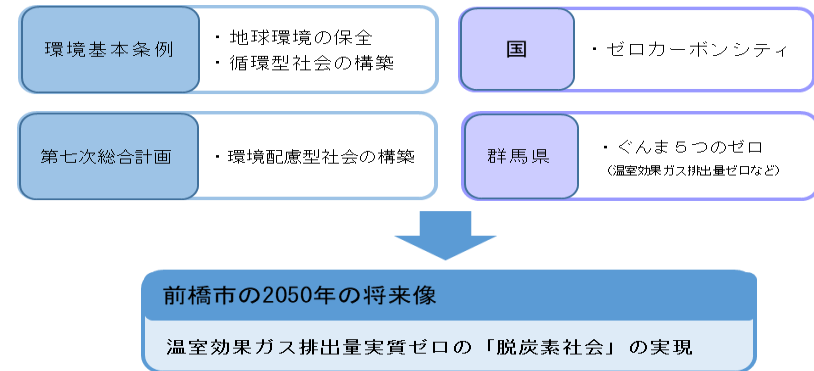
2 温室効果ガス排出量の削減目標

（単位：t-CO₂）

部門	2013年度 （基準年度）	2030年度 （目標年度）	削減率
民生家庭部門	522,062	316,892	39.3%
民生業務部門	455,428	274,168	39.8%
産業部門	676,622	454,043	32.9%
運輸部門	762,697	632,642	6.5%
廃棄物部門	51,505	48,046	6.7%
その他部門	126,085	100,270	20.5%
合計	2,594,399	（目標）1,753,472	（目標）32.4%
		1,932,071	25.5%

※産業部門は、国の削減率を踏まえた目標値（下段）>現状趨勢値（上段）のため、現状趨勢値を目標値とする。また2030年度の合計の上段が全体の目標値となる（下段は国の削減率を踏まえた全体の目標値）。

3 2050年の将来像



4 地球温暖化対策のための取組（緩和策） 温室効果ガス排出抑制対策

- ・市民へのアンケートの結果も参考に今後、具体的な施策を立案予定。
- ・重点施策として「新エネルギーアクションプラン」の数値目標を盛り込む。そのため新たな「新エネルギーアクションプラン」は策定しない。

5 地球温暖化の影響に対する取組（適応策） 気候変動による被害を回避・軽減する対策

- ・気候変動適応法第12条において、市町村は適応計画の策定が努力義務とされている。
- ・昨今の異常気象を踏まえて、今回の計画策定において適応策も盛り込む。（例）熱中症の予防対策など

前橋市地球温暖化防止実行計画（2021-2030）骨子（案）

第5章

事務事業の温室効果ガス排出状況等

1 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

（単位：t-CO₂）

2009年度 （基準年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （目標年度）	基準年度比 （削減目標）
80,597	81,609	63,100	1.3%（-22%）
32,999	26,731	28,800	-19.0%（-13%）

（※）

（※）活動量の排出量の50%超を占める廃棄物の処理に伴う削減目標を除いた数値目標

◆排出量が増加した主な要因

市内の清掃施設において、一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック類及び合成繊維の割合が増加したことが要因として考えられる。

◆主な取組

直管型LED照明リース契約、市有施設における太陽光発電導入、ESCO事業の実施、低公害車等の導入など

2 削減目標

国の地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、2030年度の温室効果ガスを2013年度比22.7%削減させる。

（単位：t-CO₂）

活動別		2013年度 （基準年度）	2030年度 （目標年度）	削減率
施設の運営	電気の使用	38,448	23,069	40.0%
	燃料の使用	8,746	5,248	40.0%
自動車の走行等		1,639	1,188	27.5%
廃棄物の処理		51,505	48,046	6.7%
合計		100,338	77,551	22.7%

※2013年度の実績に旧計画では対象外としていた指定管理者等に管理委託した施設などにおける事務・事業の排出量を足したもの

3 目標達成に向けた取組

前橋市環境審議会、庁内策定委員会等における議論を踏まえ決定予定。

- (1) 施設の運営
- (2) 自動車の走行等
- (3) 廃棄物の処理

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

「前橋市地球温暖化防止実行計画」を市域全体で推進するため、市民や事業者、学識経験者等で構成される「前橋市環境審議会」において毎年、実施状況等を審議し、本計画の総合的・計画的な推進を図っていきます。

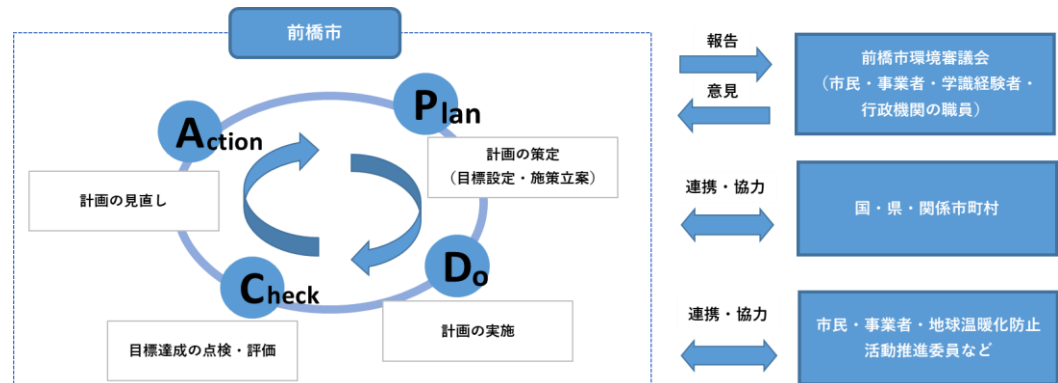
2 計画の進行管理

- (1) 計画の進捗状況の把握・公表

温室効果ガスの排出状況について、毎年定期的に集計を行い、「まえばしのかんきょう」やホームページにて公表する。

- (2) 計画の見直し

社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。



▲推進体制、進行管理のイメージ